政治資金監査報告書チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　　目 | 確認 | 該当なし |
| 基本的な確認 |
| １ | 【日付】登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。 | □ |  |
| ２ | 【国会議員関係政治団体の名称】国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。 | □ |  |
| ３ | 【代表者の氏名】国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。 | □ |  |
| ４ | 【登録政治資金監査人の署名】登録政治資金監査人の署名は、自署されているか。 | □ |  |
| ５ | 【登録番号】登録番号が記載されているか。 | □ |  |
| ６ | 【研修修了年月日】研修修了年月日が記載されているか。 | □ |  |
| １　監査の概要 |
| ７ | 【（１）定期分の根拠条文】定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書」と記載されているか。 | □ | □ |
| ８ | 【（１）解散分の根拠条文】政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書」と記載されているか。 | □ | □ |
| ９ | 【（１）政治資金監査対象書類】政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。 | □ |  |
| 番号 | 項　　　　　目 | 確認 | 該当なし |
| 10 | 【（３）登録政治資金監査人の責任】登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。 | □ |  |
| 11 | 【（４）政治資金監査の実施場所】政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。 | □ | □ |

|  |
| --- |
| 1. 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（１））
 |
| ２　監査の結果 |
| 12 | 【（１）保存対象書類】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 13 | 【（３）収支報告書の支出状況】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 14 | 【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。 | □ |  |
| 番号 | 項　　　　　目 | 確認 | 該当なし |
| ３　業務制限 |
| 15 | 【業務制限】記載例に従って業務制限について記載されているか。 | □ |  |

|  |
| --- |
| 1. 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（２））
 |
| ２　監査の結果 |
| 12 | 【（１）保存対象書類】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 13 | 【（２）会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。 | □ |  |
| 14 | 【（３）収支報告書の支出状況】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 15 | 【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。 | □ |  |
| ３　業務制限 |
| 16 | 【業務制限】記載例に従って業務制限について記載されているか。 | □ |  |

|  |
| --- |
| 1. 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（３））
 |
| 番号 | 項　　　　　目 | 確認 | 該当なし |
| ２　監査の結果 |
| 12 | 【（１）保存対象書類】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 13 | 【（３）収支報告書の支出状況】会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。 | □ |  |
| 14 | 【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。 | □ |  |
| 15 | 【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。 | □ | □ |
| 16 | 【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。 | □ | □ |
| 17 | 【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】収支報告書と併せて写しが提出される１件当たりの金額が１万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。 | □ | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　　目 | 確認 | 該当なし |
| ３　業務制限 |
| 18 | 【業務制限】記載例に従って業務制限について記載されているか。 | □ |  |
| 1. 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（４））
 |
| ２　監査の結果 |
| 12 | 【（１）保存対象書類】保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。 | □ |  |
| 13 | 【（３）収支報告書の支出状況】収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。 | □ |  |
| 14 | 【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。 | □ |  |
| ３　業務制限 |
| 15 | 【業務制限】記載例に従って業務制限について記載されているか。 | □ |  |